

人事制度の修正について

貨物会社は、高齢者雇用安定法の改正により、企業に対し65歳までの雇用義務が課せられている中で、2023年度からは公務員の定年年齢が段階的に引き上げられていることや、2031年以降に65歳定年が法制化される見通しとなっていること。また、2025年度からは高齢者雇用継続給付金の給付額が縮小しているなど、61歳以降の社員の生活保護の観点からも定年年齢延長を早期に実施したい。として、「人事制度の修正について」を行いたい。としています。【提案資料を参照】

国労本部は、人事制度の修正について提案を受け、解明交渉を行ってきた中でいくつか解明されています。

1. 定年年齢の段階的延長について

現行制度では満60歳に達する日の属する年度の翌年度の7月末を「定年」と定めているが（就業規則第45条第1項）、これを2025年度以降、2年に1歳ずつ段階的に延長し、2033年度の移行を完了、定年を満65歳に達する日の属する年度の翌年度の7月末とする。

年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度	2031 年度	2032 年度	2033 年度	2034 年度	2035 年度
生年月日/定年	61歳		62歳		63歳		64歳		65歳		
① 1964/4/2 ～1965/4/1	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳	71歳
② 1965/4/2 ～1966/4/1	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳
③ 1966/4/2 ～1967/4/1	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳
④ 1967/4/2 ～1968/4/1	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳
⑤ 1968/4/2 ～1969/4/1	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳

- 延長期間内の取り扱い、「正社員」並びに「シニアB」を選択できる。
- 延長期間内において「正社員」から「シニアB」への変更は可能、その場合は「シニアB」を選択した時点で自己都合退職となる。また、「シニアB」から「正社員」へは不可。
- 延長期間を過ぎた場合は65歳を迎えた翌年度の7月末までは「シニアA」または「シニアB」を選択し、継続雇用となる。取り扱いは現行と変わらない。
- 2033年以降65歳定年制に移行し基本65歳を迎えた翌年度の7月末まで「正社員」としての雇用となるが、60歳以降、自己都合退職となるが「シニアB」を選択することもできる。
- 退職所得控除は受けることができる。

2. 等級制度および、基本給／昇給額表の改定

(1) 等級制度の見直し

プロフェッショナル職群およびエキスパート職群においては、指導係をR等級とし、1級および2級を設け、主任をI等級とし1級および2級を設ける。さらに、プロフェッショナル職群にC等級を新設する。

プランナー職群においても、指導係をR等級とし、主任をI等級とする。それぞれの等級における1級～2級の段階は設けない。

新等級への移行

現等級	新等級	移行の考え方
C	C	C在籍者はCへ移行
I	I (2級)	現行I在籍者はI (2級) へ移行
R (2級)	I (1級)	現行R (2級) 在籍者はI (1級) へ移行
R (1級)	R (2級)	現行R (1級) 在籍者は、 新R (1級) もしくは新R (2級) へ移行
	R (1級)	
B	B	現行B等級は新B等級へと移行

プロフェッショナル職群の昇格昇級基準

現行等級	受験資格		試験内容		現行等級	受験資格		試験内容	
	評価	筆記試験	面接試験	評価		筆記試験	面接試験		
—	—	—	—	—	C	直近年度評価A以上 評価累積 18P以上	—	—	要
I	直近年度評価A以上 評価累積 32P以上	—	要	I (2級)	直近年度評価A以上 評価累積 16P以上	—	—	要	
R (2)	直近年度評価A以上 評価累積 28P以上	一般常識・会社 に関する内容	要	I (1級)	直近年度評価A以上 評価累積 14P以上	一般常識・会社 に関する内容	要		
R (1)	直近年度評価A以上 評価累積 4P以上	一般常識・会社 に関する内容	要	R (2級)	直近年度評価2年連続 A以上 評価累積 10P以上	—	—		
				R (1級)	直近年度評価A以上 評価累積 4P以上	一般常識・会社 に関する内容	要		

- プロフェッショナル職群C級は、隣接支社に移動しない。非現業(支社)勤務はない。職務手当なし。
- プロフェッショナル職群C級の転勤等は職群定義により支社内での移動とする。
- プロフェッショナル職群C級は基本的にダイアによる業務を行う助役への登用を考えているが、その場合評価者は指定できないが、運用上、評価者の指定はできないということはない。
- R1級から2級までは10ポイント必要であり、直近の評価がAであれば2級へ自動昇給する。
- 修正後の評価が標準とした場合2ポイント加味されることから12ポイント以上であればR2級へ移行し、11ポイント以下であればR1級へ移行される。また、加味されたポイントから12ポイントを差し引いたポイントが移行後保有ポイントとなる。
- I級のポイント移行は、現行より16ポイント少なくなり、次の昇級受験資格までの期間が半分に短縮されたことから現保有ポイントを半分とし移行後保有ポイントとする。16ポイント以上あれば受験資格を有することになる。
- R等級の細分化に伴い、R1級並びにR2級の基準額を見直している中で、修正後の見直された基準額(R2)内に入れば、昇給額表1の通り支給する。
- 基準額到達後の昇給は1/10の昇給額とする。
- プランナー職群の初任給がB級の基準額を超えていることは制度として正しくない。

つくろう職場に労働運動を！ひろげよう闘いを！職場に地域に全国に！